

福山瑞穂運輸株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標：2028 年 3 月 31 日までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人あたり平均年間 7 日以上とす
る。

対策

2025 年 4 月から

年次有給休暇の取得状況について実態を把握

2025 年 9 月から

社内検討会での検討開始

2026 年 4 月から

計画的な取得に向けた管理職研修の実施

2027 年 4 月から

有給休暇取得予定表の掲示や取得状況の取り纏めによる取得促進のための取り組みを
開始